

フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育のご案内

墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、厚生労働省では、平成30年6月22日付けで「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について（基発0622第1号）」を発出、並びに「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」が公表されました。

また、墜落による災害において、「安全帯を着用しているが使用していなかった事例」、「安全帯を使用しても使用方法が適切ではなかった事例」等が多数あること、さらに、フルハーネス型は胴ベルト型と比較して適切な着用や使用が難しいことなどを踏まえ、安衛則第36条第41号及び特別教育規程に「フルハーネス型安全帯使用作業」が新たに追加されました。

建災防では、平成30年度中に都道府県支部で「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」*を開催します。開催日程が決まりましたら、順次HPにて公開いたします。

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の科目、範囲及び時間

学 科

科 目	範 囲	時 間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	1 時間
墜落制止用器具に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用法	2 時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間

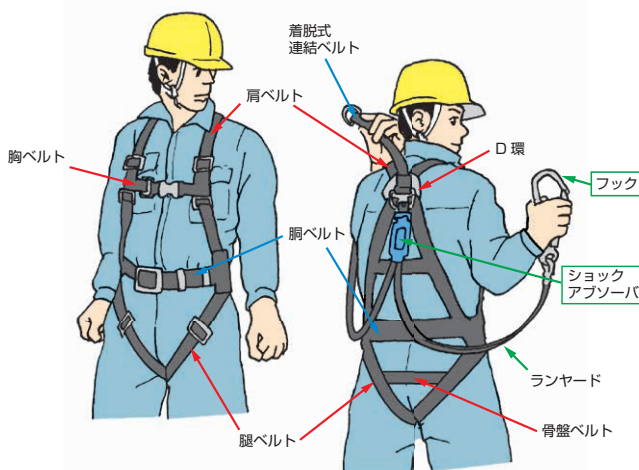
実 技

科 目	範 囲	時 間
墜落制止用器具の使用法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5 時間

合計 6 時間



フルハーネス型安全帯使用作業
特別教育用テキスト



* 新たに追加された特別教育「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」を建災防では「墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務に係る特別教育（フルハーネス型安全帯使用作業特別教育）」と表記することとしました。また、「安全帯」を「墜落制止用器具」に改める安衛則等の改正が行われておりますが、建災防では「安全帯」という表現が、建設業界に広く定着していることから「安全帯」の名称を引き続き使用しています。



けんせつぎょうろうどうさいがいぼう しきょうかい

建設業労働災害防止協会（略称：建 災 防）



建災防とは建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として昭和39年（1964年）9月に労働災害防止団体法に基づいて、設立された公益団体です。

Q 高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところとあるが、これ以外の使用については、特別教育を実施しなくても良いということか？

A 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ以外の作業については、今回の改正による特別教育の対象にはなりません。また、高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型を用いて「作業」を行う者を対象としており、単に通行、昇降する場合は含まれません。

Q 特別教育には「ロープ高所作業を除く」とあるが、ロープ高所特別教育を修了していれば「フルハーネス特別教育」を受講しなくても良いのか？

A ロープ高所作業を行うには「ロープ高所特別教育」の修了が必要ですが、併せて「フルハーネス特別教育」を修了する必要はないという趣旨です。また、ロープ高所特別教育修了者がフルハーネス特別教育を受講する場合には科目の一部を省略することができます。

Q 胴ベルト型も特別教育の対象か？

A 胴ベルト型は、フルハーネス型と比較して取扱いが容易であること、6.75m以下の箇所で使用するものであることから、胴ベルト型に対しては、特別教育を義務付けていません。

Q 6.75mを超える高さとは、フルハーネス型のフックを取付ける位置から落下到達面までの高さか？

A 6.75mは、作業箇所の高さであり、フックの取付け高さではなく、作業床等から墜落する地面等までの鉛直方向の距離をいいます。

フルハーネス型安全帯は、ただ使用すれば安全というものではありません。

使用する環境等を十分に考慮し、適切な器具を選択のうえ、正しく使用しなければなりません。

建災防が行う特別教育を受講し、高所からの墜落による労働災害を防止しましょう。

ご依頼により、企業に支部が出向いて実施することも可能ですので、受講料等と併せまして、各支部にお問い合わせください。

お問い合わせ先(支部一覧)

支部名	電話番号
北海道	011-261-6187
青森	017-773-6200
岩手	019-623-4411
宮城	022-224-1797
秋田	018-823-5499
山形	023-642-3033
福島	024-522-2266
茨城	029-300-4638
栃木	028-639-3133
群馬	027-252-1669
埼玉	048-862-2542
千葉	043-225-8524
東京	03-3551-5372
神奈川	045-201-8456
新潟	025-285-7141
富山	076-478-4900

支部名	電話番号
石川	076-244-7146
福井	0776-24-1197
山梨	055-221-8810
長野	026-228-7200
岐阜	058-276-3743
静岡	054-255-1080
愛知	052-242-4441
三重	059-227-5922
滋賀	077-522-3232
京都	075-231-6587
大阪	06-6941-2961
兵庫	078-997-2323
奈良	0742-22-3345
和歌山	073-436-1327
鳥取	0857-24-2281
島根	0852-21-9004

支部名	電話番号
岡山	086-225-4132
広島	082-228-8250
山口	083-924-3743
徳島	088-622-3113
香川	087-821-5243
愛媛	089-943-5330
高知	088-822-0321
福岡	092-483-5101
佐賀	0952-26-2779
長崎	095-820-7755
熊本	096-371-3700
大分	097-538-0745
宮崎	0985-20-8610
鹿児島	099-257-9211
沖縄	098-876-5273